

新規お取引に関する確認書

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する確認

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に伴い、当組合と新規にお取引されるお客様に対し「名称」「本店等の所在地」の他に「事業内容」、「取引を行う目的」、および「実質的支配者」を確認することが義務付けられておりますので、お客様にはお手数をおかけしますが、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

<事業内容について>

貴社の事業内容を、預金申込書の「ご職業」欄にご記入下さい。

<取引を行う目的について>

預金申込書の「口座の利用目的」欄に以下の項目よりお選びいただき○印を付けて下さい。

- ・事業費の決済 ・貯蓄または資産運用 ・融 資 ・外国為替取引
- ・その他（内容を詳しくご記入下さい。）

<実質的支配者の確認について>

貴社において実質的支配者を個人まで遡り、「氏名」「住所」「生年月日」ならびに「関係または役職」を確認させていただいております。

※ 実質的支配者とは法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいいます。

(1) 資本多数決法人（株式会社、投資法人、特定目的会社等）の場合

- ① 議決権の50%超を保有している個人の方を確認させていただきます。
- ② 上記①に該当する方がいない場合は、議決権の25%超を保有している個人の方を全員確認させていただきます。
- ③ 上記②に該当する方がいない場合は、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方を確認させていただきます。
- ④ 上記③に該当する方がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する個人の方を確認させていただきます。

※ 議決権の25%超を保有している法人Aがいる場合は、法人Aの議決権を50%超保有している個人の方がいた場合に、その方を確認させていただきます。

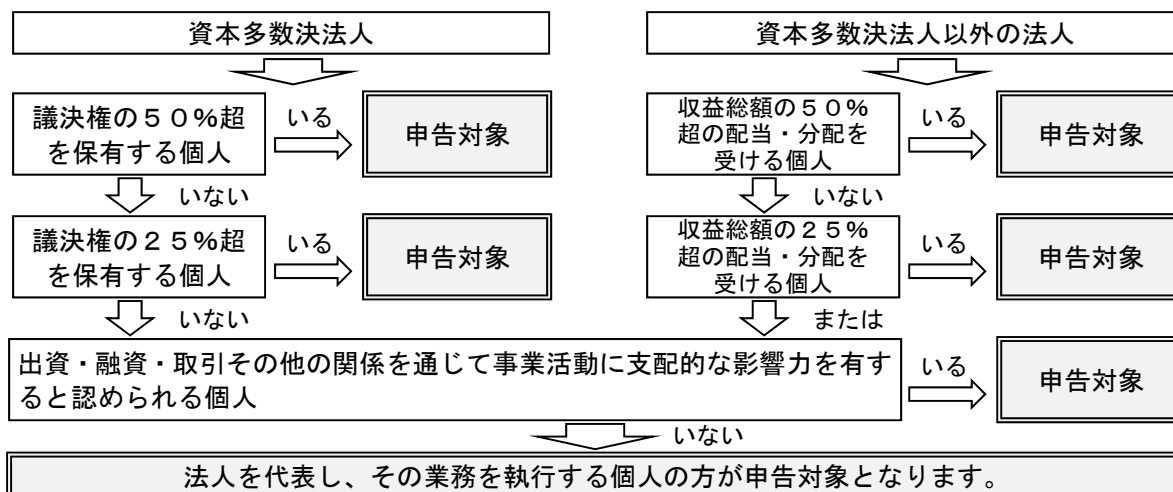
(2) 資本多数決法人以外の法人（一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人

特定非営利法人、持分会社、合名会社、合資会社、合同会社等）の場合

- ① 収益総額の50%超の配当・分配を受ける個人の方を確認させていただきます。
- ② 上記①に該当する方がいない場合は、収益総額の25%超の配当・分配を受ける個人の方を確認させていただきます。
- ③ 上記②の該当の有無に限らず、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方を確認させていただきます。
- ④ 上記②および③のいずれにも該当する方がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する個人の方を確認させていただきます。

※ 収益総額の25%超の配当・分配を受ける法人Aがいる場合は、法人Aの収益総額の50%の配当・分配を受ける個人の方がいた場合に、その方を確認させていただきます。

【実質的支配者の確認フロー図】



<外国PEPsの確認について>

貴社において実質的支配者が外国PEPsに該当するか否かを確認させていただいております。
 ※ 外国PEPsとは外国政府において重要な公的地位にある者をいいます。

(1) 以下に該当する方

- ① 国家元首
- ② 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- ④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ⑤ 我が国における特命全権大使・公使、特派大使、政府代表、または全権委員に相当する職
- ⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
- ⑦ 中央銀行の役員
- ⑧ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

(2) 過去に、上記(1)であった方

(3) 上記(1)または(2)に掲げる方の家族

※ 配偶者(事実婚を含みます。)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および子

2. 所得税法上の所在地に関する確認

米国をはじめとする各諸外国に納税義務のある方が、納税義務国以外の金融機関の口座を利用して国政的な脱税および租税回避に対処するため、国内法である「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(実特法)」および米国税法である「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」に基づき、貴社の「所得税法上の所在地」を確認することが義務付けられておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

<当組合の基本的な対応>

- (1) 口座の新規開設は所得税法上の日本国居住者である「日本国に本店所在地がある法人」に限定させていただきます。
 ※ 貴社が所得税法上の日本国居住者かどうか、お分かりにならない場合には税務専門家、又は税務当局にご相談下さいますようお願い申し上げます。
- (2) 当組合においては、貴社が所得税法上の日本国居住者であるかについて、貴社のご申告を基にした届出書により確認させていただいております。
- (3) 届出書をご提出いただけない場合、または虚偽の内容を含む届出書をご提出された場合は、お取引をお断りすることがあるほか、実特法により貴社へ罰則が科される可能性もございますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- (4) 将来日本国居住者でなくなった場合には、3ヶ月以内に「異動届出書」の提出が必要となります。
- (5) 当組合において、お客様からご提出いただいた届出書の記載内容の確認、およびその記録の作成・保存が義務付けられておりますので、ご了承下さい。

<事業内容の確認>

貴社の事業内容が下記（１）～（３）のいずれかに該当するか確認させていただいております。

（１）FATCA における能動的な事業活動を営む法人・事業体

<能動的な事業活動を営む法人とは以下の基準記号(A～I)のうち、いずれかを満たすものをいいます。>

記号	基 準	能動的となる条件
A	貴社は上場企業、または上場企業の関連法人（上場会社が議決権の50%超を直接・間接に支配する会社）ですか？	「はい」である。
B	<p>① 貴社の前年度に計上した売上等の全ての「収益」のうち、投資・運用による利子・配当所得及び、 ※<u>土地・建物売買・不動産賃貸業</u>による不動産投資収益等「投資関連の収益」の割合は50%未満ですか？</p> <p>② 貴社が保有する総資産のうち、上記①に係る「投資関連の収入」を目的として保有する資産（投資収入以外の目的として保有している預金等の資産は含まない）は50%未満ですか？</p> <p>※ <u>土地・建物売買・不動産賃貸業による収益が</u> <u>FATCA 上の不動産投資収益に該当しないケース</u> ア. 賃貸物件を所有し、自ら事務所を設け従業員を雇用し当該物件を管理して賃料収入を得ている場合 イ. 土地・建物を購入し、自ら従業員を雇用して土地の造成、建築・改築等を行い、当該物件を売却することで利益計上している場合</p> <p><u>FATCA 上の不動産投資収益に該当するケース</u> ア. 賃貸物件を所有し、管理を外部の管理会社に委託して賃料収入を得ている場合 イ. 土地・建物を購入し、そのままの状態もしくは外部企業に造成、建築・改築等を依頼し売却することで利益計上している場合</p>	①、②ともに「はい」である。
C	<p>① 貴社は前年度に業務実績がない（設立2年未満又は業務開始前である）状態ですか？</p> <p>② 貴社の事業目的は金融機関業務、または投資による収益を主とした業務以外の事業ですか？</p>	①、②ともに「はい」である。
D	貴社は非営利法人に該当しますか？	「はい」である。
E	<p>貴社は</p> <p>① 福祉活動（宗教、ボランティア、研究、芸術、文化、健康、教育など）を事業目的としていますか？</p> <p>② 設立した国・地域で所得税を免除されていますか？</p> <p>③ 所得または所有する資産の所有権および受益権を有する株主または構成員が、存在しますか？</p> <p>④ 社会福祉を目的以外に運営している個人または事業体に、貴社の所得や資産を分配する事がないよう（慈善事業としての譲渡、サービスへの正価な対価および公正市場取引を除く）設立した国の法律または設立書類に規定されていますか？</p> <p>⑤ 貴社が清算または解散した際に、その時に保有している全ての資産を政府機関や他の非営利的組織に帰属・分配されるよう設立した国の法律または設立書類に規定されていますか？</p>	①が「はい」であり ②が「はい」であり ③が「いいえ」であり ④が「はい」であり ⑤が「はい」である。
F	<p>金融機関業務以外の事業を行っている子会社を所有している場合 貴社が実質的にやっている全ての業務内容が</p> <p>① 貴社の子会社が発行した株式を保有すること、または子会社に対して融資または何らかのサービスを行うことですか？</p> <p>② 貴社の事業は実質的に<u>投資ファンド</u>（未公開株投資、ベンチャーキャピタル、LBO ファンド、投資ビークル）等として機能していますか？</p>	①が「はい」であり ②が「いいえ」である。
G	<p>① 貴社は、貴社の関連法人（金融機関以外）と一緒に、もしくは貴社の関連法人を代理して金融商品やヘッジ取引を行っていますか？</p> <p>※ ヘッジ取引とは、輸出入等を行っている法人が、取引確定から決済までの間に為替や原材料の価格が変動する事によって生じる可能性のある損失を抑えるために、為替先物予約やオプション取引、先物取引等を行う事を指します。</p> <p>② ①を行っている場合、貴社が提供する金融、またはヘッジサービスは貴社の関連法人のみを対象に提供されていますか？</p> <p>③ 貴社の関連法人グループは金融機関業務以外の業務を事業の主体としていますか？</p>	①～③すべてが「はい」である。
H	<p>① 貴社が現在、清算手続き中（事業をやめる目的で手続を行っている）である場合、過去5年以内に金融機関として事業を行った事がありますか？</p> <p>② 貴社が現在組織再編中（合併や事業の一部を切り離して別会社にする、他の会社へ売却するなど）である場合、再編後の事業目的は金融機関以外の事業ですか？</p>	①が「いいえ」もしくは ②が「はい」である。
I	貴社は「権利能力なき社団・財団」または「任意団体」に該当しますか？	「はい」である。

（２）FATCA における能動的な事業活動を営む法人・事業体以外の法人・事業体

（３）金融機関または公的機関

<法人ステータスの確認>

貴社の法人ステータスが下記表の番号1～11のいずれかに該当するか確認させていただいております。

番号	種別	ステータス内容
1	上場法人	発行する株式が外国金融商品取引所または金融商品取引所において上場されている法人
2	上場法人の関係法人	上記ステータス番号1の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該法人 <ul style="list-style-type: none"> ● いずれか一方の法人が他方の法人を直接または間接に支配する法人 ● 同一の者が当該上場法人および当該他の法人を直接または間接に支配する関係
3	政府機関等	国・地方公共団体もしくは日本銀行または外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行もしくは日本が加盟している国際機関
4	政府機関が全額出資する法人	上記ステータス番号3の法人が資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部を出資している法人
5	公共法人および公益法人等	法人税法別表第一に掲げる法人および同法別表第二に掲げる法人（収益事業を行っていないものに限る）
6	報告金融機関等	報告金融機関等（法人に限る、以下ステータス番号7～9までにおいて同じ）で外国報告金融機関等（外国の法令に準拠して設立された法人であるもの）以外のもの
7	外国報告金融機関等	外国の法令に準拠して設立された法人で、上記ステータス番号6に掲げる法人に類するものおよび外国報告金融機関等（うち報告対象国以外の外国の法令に準拠して設立された特定目的会社、投資法人、株式会社等を除く）
8	持株会社	私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律に規定する持株会社であって、法令または定款の規定により、その子会社（報告金融機関等を除く）の経理管理を行うことおよびこれに付帯する義務の他、他の業務を営むことができないことが定められているもの。
9	グループ内資金管理会社等	上記ステータス番号2の関係にある法人（報告金融機関等を除く）に対する出資、融資その他これらに準ずる取引を行うことを業務とする法人
10	投資関係所得等が50%に満たない法人	次に掲げる要件のすべてを満たす法人または法人既存特定取引契約者 <ul style="list-style-type: none"> ● 直前事業年度の総収入金額のうち投資関連所得（利子所得や配当所得等）に係る収入金額に占める割合が50%未満であること ● 直前事業年度末の総資産のうち投資関連所得の起因となる資産の合計額の占める割合が50%未満であること
11	特定法人	上記ステータス番号1～10のいずれにも該当しない法人

<実質的支配者の確認>

貴社が、能動的な事業を営む法人・事業体以外の法人・事業体(前記確認事項(2)に該当)、または特定法人(前記ステータス番号11に該当)の場合は、貴社の実質的支配者の中に、日本の居住者に該当しない外国国居住者(自然人)が存在するか確認させていただいております。

※ 貴社が特定法人以外（前記ステータス番号1～10に該当）、または能動的な事業を営む法人・事業体(前記確認事項(1)に該当)または金融機関・公的機関(前記確認事項(3)に該当)の場合は当該項目の確認は必要ありません。

(1) 実質的支配者の中に外国居住者が存在する場合は、法人番号確認書類の提示が必要となるほか、居住地国名、納税者番号等についても確認が必要となります。

(2) 貴社が能動的な事業を営む法人・事業体以外の法人・事業体であり実質的支配者の中に米国市民又は米国居住者が存在する場合は、当組合が保有する貴社の情報を米国税務当局に開示する必要があるため、貴社の同意(下記同意文を参照)が必要となり、実質的支配者から、別紙「情報開示同意書」および「米国納税者番号宣誓書」をご提出いただく必要があるため、貴社から当該株主(又は出資者)に対し当該書類を提出いただくよう、ご依頼願います。

※ 「情報開示同意書」および「米国納税者番号宣誓書」の提出があり次第、口座開設を承ります。

(3) 貴社および実質的支配者が情報開示にご同意いただけない場合は口座開設をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

<米国税務局に対する情報開示の同意文>

当法人は、以下の FATCA に関する米国政府及び日本政府の要請並びに横浜幸銀信用組合(以下「組合」という。)の個人情報保護ポリシーを理解し、組合が保有する当法人の情報を、組合が米国税務当局に対し開示することに同意します。

(1) 米国政府及び日本政府の要請

「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」に基づき、組合の口座保有者が以下の①、②又は③に該当する場合、組合は、米国税務当局に対し、米国税務当局が指定する口座保有者の情報及び実質支配者の情報を提供する場合があります。

- ① 米国における課税対象となる自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における課税対象となる自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織(金融機関を除く。)
- ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。)

(2) 個人情報保護ポリシー

組合は、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、個人情報を適切に取り扱い、上述の米国税務当局に提供する目的及び組合の個人情報保護指針で定める利用目的以外の目的では利用いたしません。

3. 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

当組合は反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを強化しており、当組合と取引する際に、貴社より反社会的勢力ではないことの表明および確約に関する同意(下記同意文参照)をいただいております。

<反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意文>

当法人(役員等を含む。以下同じ。)は、現在、ならび将来において、次の(1)のいずれかにも該当せず、また、(2)のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約します。

また、当法人が本表明・確約に関して虚偽の申告をした場合には、貴組合との預金取引が停止され、または解約通知によって預金口座が解約されても異議を申し出ず、貴組合の組合員であった場合には、定款の規定により組合員の資格を喪失し、除名となることを確認します。

なお、これにより当法人に損害が生じた場合でも、貴組合に損害賠償請求することはせず、いっさい当法人の責任といたします。また、これにより貴組合に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いします。

(1) 当法人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 当法人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない事を確約いたします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4. 「社会保障・税番号(マイナンバー)制度」に関する確認

「社会保障・税番号(マイナンバー)制度」に伴い、当組合とお取引を開始する際に、当組合はお客様のご申告により法人番号を取得させていただいております。お客様にはお手数をおかけしますが、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

現在、法人番号の指定を受けていないお客様につきましては、今後新たに法人番号の指定を受けた場合には当組合にお知らせ下さい。

なお、実特法に関する確認において特定法人に該当し、実質的支配者の居住地国が日本以外の場合は、法人番号確認書類の提示が必要となりますので、ご了承ください。

5. 組合員加入に関する確認 ※ 組合員の加入を希望される方のみ

当組合の財務内容等をご理解いただいた上で、組合員加入のお手続きをお願いいたします。

<出資金に関する重要なお知らせ>

- (1) 出資証券は2019年1月より発行されません。
(毎年6月に送付する「出資金残高通知書兼出資配当金計算書」にてご確認ください。)
- (2) 出資金は、株式や預金ではありません。又、預金保険制度の対象ではありません。
- (3) 出資金の元本は保証されていません。
※ 脱退の際の払戻金額は、事業年度末の組合財産により算出されるため、減額されることもあります。
- (4) 出資金の譲渡は当組合の承認が必要です。脱退には手続きが必要になりますので、脱退を申し出られてもすぐには脱退金をお受取にはなれません。

【1】 組合員になるには、次の条件を満たすことが必要となります。

横浜幸銀の営業エリア（神奈川県、静岡県、茨城県、千葉県、福井県、富山県、石川県、長野県、群馬県、栃木県、新潟県、山梨県、福岡県、熊本県、大分県、佐賀県、岡山県、鳥取県、香川県）に居住又は勤労に従事されている方や営業エリア内で事業を営む中小企業者の方。

ただし、従業員の数が300人（卸売業又はサービス業は100人、小売業は50人）を超え、法人については資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業は1億円、小売業又はサービス業は5,000万円）を超える事業者は対象外です。

【2】 出資金について

信用組合は、相互扶助の精神より運営される協同組織金融機関ですので、法令により、組合員以外の方はお取引内容に制限があります。

組合員に加入するためには、上記【1】の条件を満たした方で1口（100円）以上の出資をされる必要があります。（10口1,000円からの出資をお願いしております）つまり、組合を利用する、利用権を得る為に投資して頂くということになります。

【3】 出資金の配当について

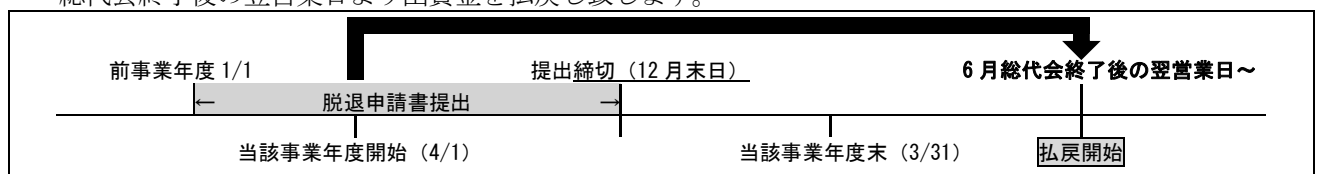
出資金については組合の事業年度ごとの事業成績を基に総代会の決議により配当金が支払われます。尚、その年度の業績によっては、配当金が支払われない場合があります。

※ 配当金の「支払請求権」の時効は10年です。

【4】 出資金の払戻について

① 自由脱退について

前事業年度の1月1日から当該事業年度の12月末日までに『脱退申請書』を提出頂いた場合、翌年6月総代会終了後の翌営業日より出資金を払戻し致します。



② 法定脱退について

上記【1】の営業エリア外に転居の場合および、本人死亡等の場合には組合員の意思に拘らず直ちに脱退となります。但しその場合、当該事業年度末までに関係書類を提出頂いた組合員の方については6月総代会終了後の翌営業日より出資金を払戻し致します。

③ 出資口数の減少について

組合員が事業休止又は、事業の一部を廃止した場合、またはそれと同等のその他特にやむを得ない理由に限られます。当該事業年度末の3ヶ月前（12月末日）までに、『脱退申請書』を提出頂いた場合、翌年6月総代会終了後の翌営業日より出資金を払戻し致します。

※ 当組合に債務がある場合、その債務を完済するまでは、当組合は脱退を申し出た組合員に対し、脱退を認めないこと、また出資金の払戻しを停止することがあります。

※ 払戻金額は、当該事業年度末の当組合の財産状況を基準として決定されることから、その財産状況によっては、出資した元本の払戻しが受けられない可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

また、当組合が破綻した時には、全く返金されない可能性があります。

※ 自由脱退・法定脱退による「出資口数の持分の払戻請求権」の時効は2年です。

【5】除名について

- ① 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6か月以内にその義務を履行しないときは、総代会の議決によって除名対象となります。総代会の10日前までに、当組合から通知しますので、総代会において弁明することが可能です。
- ② 5年以上継続して組合の事業を利用せず、当組合からの通知又は催告が5回（同一事業年度で複数回あっても1回みなします）以上継続して返戻されたときは除名対象となります。ただし、当組合でその住所等に不在である事を調査し、公告等により当組合への住所等の変更届出を行うよう催促し致します。
- ③ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意に反した場合。

【6】届出事項の変更等

お届け印、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更がございましたら、下記取扱店にご連絡下さい。

以 上